

平成27年3月18日

入札時における工事費内訳書の提出について

福知山市

平成26年6月4日に公布された建設業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第55号）により、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）が改正され、ダンピング受注の防止等のための措置として、建設業者は、公共工事の入札に係る申込みの際に、その金額にかかわらず、入札金額の内訳を記載した書類を提出するものとされ、平成27年4月1日から施行することとされました。

本市におきましては、これまで予定価格250万円以上の建設工事の入札について、内訳書の提出を求めておりますが、法改正に伴い、本市「入札参加にあたっての留意事項」と「工事費内訳書確認事務取扱要領」を一部改正し、平成27年4月1日以降に開札を行う全ての入札案件について、内訳書の提出を求めるよう取扱うこととしましたのでお知らせいたします。